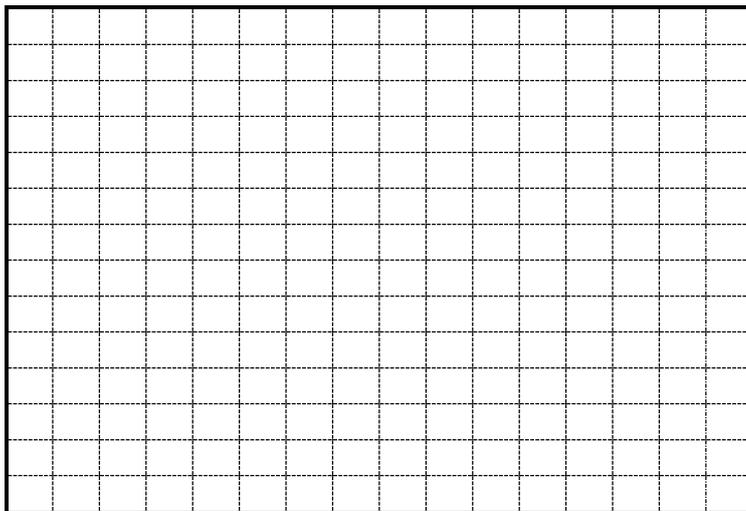


〔美容所の構造及び設備の概要〕

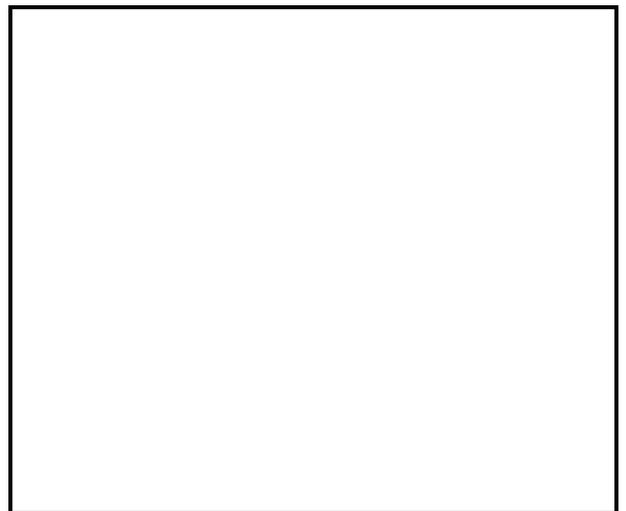
※太線内を記入してください。

美容所について構すべき措置				
構 造	区 画	有 ・ 無	居室、休憩室等作業に直接関係のない場所と隔壁等により区画すること	
	美 容 椅 子	脚	4脚以内 (ただし作業場所の面積が11㎡に2㎡増すごとに1脚増できる)	
	洗 髪 椅 子	脚		
	床 の 構 造	1 コンクリート 2 タイル 3 CFシート 4 リノリウム 5 板 6 その他 ()	床及び腰板は不浸透性材料であること	
	洗場の流水装置	箇所	器具の洗浄場所を設けること	
	換気設備の有無	有 ・ 無	換気方法：1 機械換気 2 窓 3 その他()	
	美容所面積 (保健所が記入)	作業場所_____㎡	11㎡以上 (待合場所を除く)	
		待合場所_____㎡	作業場所と区別された待合場所を設けること	
照 明 器 具	蛍光灯・電球・その他	作業面で100ルクス以上 _____ルクス (保健所が記入)		
設 備	皮膚に接する 器具の消毒	カミソリとカミソリ以外の器具で、血液の付着している(疑いのある)もの	1 煮沸消毒器 2 エタノール (消毒用エタノール) 3 次亜塩素酸ナトリウム	いずれかの方法によること
		カミソリ以外の器具で、血液が付着している疑いのないもの	1 紫外線消毒器 2 エタノール (消毒用エタノール) 3 次亜塩素酸ナトリウム 4 逆性石鹼 5 蒸し器 6 グルコン酸クロルヘキシジン 7 両性界面活性剤	いずれかの方法によること
	消 毒 容 器	台	消毒液を入れるふた付き消毒盤など	
	その他の備品	ふた付き毛髪入・塵箱	ふた付き毛髪入 個	ふた付き塵箱 個
		マ ス ク	枚	顔面作業時は、清潔なマスクを使用すること
備 考	外傷に対する救急薬品その他の衛生材料	有 ・ 無	外傷に対する応急処置用に常備すること	

美容所の平面図



美容所付近の見取図



添付書類

- 1 美容師全員の美容師免許証の写し及び医師の診断書 (結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無が判断できるもの)
- 2 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所にあつては、管理美容師資格認定講習会修了証書の写し
- 3 届出者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- 4 届出者が法人であるときは、定款若しくは寄付行為の写し又は登記事項証明書